

呼称・表示に関する取扱指針

1 目 的

この指針は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会における協会及び会員が使用する呼称・表示（以下「呼称等」という。）の取扱について、基本的な事項を定める。
（従前の「会員の呼称等に関する取扱細則」は廃止する。）

2 遵守事項

会員は、定款、倫理基準及び本協会が定める規則・規程等を遵守し、呼称が不当・過大とならないようにする。

3 協会の名称等

- ① 公益社団法人の略称は、(公社)とする。
- ② 協会の名称を「封筒」「名刺」「出版物」に印刷する場合は、原則として「丸ゴシック体」の字体を用いる。
公益社団法人
日本医業経営コンサルタント協会
- ③ 協会のロゴマーク「メビウスの輪」及びデザインのリボンを使用する場合は、青色（D I C 222）を基本とする。
- ④ 資格認定の表示は、認定登録 医業経営コンサルタントと半角空けて表示する。

4 会員の呼称

- ① 個人正会員
 - ア 認定登録 医業経営コンサルタントの**資格を有しない会員**
公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会会員 を名刺等に用いる。
 - イ 認定登録 医業経営コンサルタントの**資格を有する会員**
公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会会員
認定登録 医業経営コンサルタント 登録番号〇〇〇号 を名刺等に用いる。
- ② 法人正会員（認定登録 医業経営コンサルタント法人）
 - ア ①の「協会名」と認定登録 医業経営コンサルタント法人 登録番号〇〇〇号を名刺等に用いる。
 - イ 法人の社員（構成員）である個人正会員で①のイに該当する者は上記も併せて名刺等に用いることができる。
- ③ 賛助会員または名誉会員
賛助会員または名誉会員は、「協会名」と「賛助会員」または「名誉会員」であることを名刺等に用いる。

④ 終身会員

認定登録 医業経営コンサルタントの資格を有する会員のうち、別に定める要件を満たしていると承認された会員は、「終身会員」であることを名刺等に用いる。

5 役員等の呼称等

個人正会員が、協会の役員、支部役員、常任委員会委員（医業経営コンサルタント資格認定審査会及び綱紀監察審査会の委員を含む。）である場合には、その役職等の記載を併せて表示できる。

6 証票等の提示

認定登録 医業経営コンサルタントの資格を有する会員は、その業務を開始するに当たり求められた場合は、相手方に「認定登録 医業経営コンサルタント証票」又は「医業経営コンサルタント認定登録証」を必ず提示する。

【例 示】

1. 認定登録 医業経営コンサルタントの資格を有しない会員の例

会社名 公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会会員 氏名等
--

2. 認定登録 医業経営コンサルタントの資格を有する会員の例

会社名 公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 認定〔又は協会会員と呼称〕 認定登録 医業経営コンサルタント 登録番号 ○○○○ 号 氏名等
--

3. 支部役員の名刺例

		公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 Japan Association of Healthcare Management Consultants	
〇〇県支部			
支部長		〇〇	〇〇
認定登録 医業経営コンサルタント		登録番号〇〇〇〇号	
〒			
〇〇県〇〇市			
TEL		FAX	
E-mail		https://www.	

4. 終身会員の例

会社名

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 認定〔又は協会会員と呼称〕

認定登録 医業経営コンサルタント 登録番号 ○○○○ 号（終身会員）

氏名等

令和7年9月12日現在